

県南広域振興局長告示第 85 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 133 条第 1 項の規定により、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 4 月 20 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

介護保険事業所 番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370400137	アイリスケアセンター水沢	ニチイケアセンター水沢	奥州市水沢区西町 2 番 10 号	平成 19 年 4 月 1 日
0370600116	アイリスケアセンター北上中央	ニチイケアセンター北上中央	北上市上野町二丁目 21 番 19 号	〃
0370600553	アイリスケアセンター北上 居宅介護支援	ニチイケアセンター北上 居宅介護支援	北上市青柳町一丁目 2 番 40 号	〃
0370900375	アイリスケアセンター一関	ニチイケアセンター一関	一関市青葉二丁目 7 番 26 号	〃